



# 長野県報

9月20日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第3010号

## 目 次

### 告 示

林業種苗法に基づく指定採取源の指定（森林づくり推進課）	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	2

### 公 告

県営緊急耐震工事計画の策定及び縦覧（農地整備課）	2
都市計画案の縦覧（都市・まちづくり課）	2
平成29年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	3

## 告 示

### 長野県告示第525号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定により、次のとおり普通母樹林の指定をしました。

平成30年9月20日

長野県知事 阿部 守一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別		樹種	面積	所在地	所有者等	
		種類	採種・採穂の別				氏名又は名称	住所
長野普30-1	平成30年9月20日	普通母樹林	採種	カラマツ	ha 9.05	小諸市甲4593-1-1、4766-60、4766-62	小山隆司	小諸市与良町1-2-5
長野普30-2	平成30年9月20日	普通母樹林	採種	カラマツ	ha 4.78	南佐久郡北相木村大字木次原5616-2、5616-5、5616-6	北相木村	南佐久郡北相木村2744

森林づくり推進課

### 長野県佐久建設事務所告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月20日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 借宿小諸線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市大字御影新田字向原1622番の1地先から小諸市大字御影新田字向原1584番の1地先まで	旧	m 6.6~6.9	km 0.1684
同上	新	9.6~10.1	0.1684

道路管理課

**長野県諏訪建設事務所告示第5号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月20日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

1 道路の種類 県道

2 路線名 茅野北杜韋崎線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
諏訪郡原村字裏之尾根13145番の2地先から	旧	m 7.1~8.6	km 0.2067
諏訪郡原村13520番の1地先まで			
同上	新	9.0~10.3	0.2067

道路管理課

**長野県諏訪建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月20日

長野県諏訪建設事務所長 丸山義廣

1 路線名 茅野北杜韋崎線

2 供用を開始する区間

諏訪郡原村字裏之尾根13145番の2地先から

諏訪郡原村13520番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年9月20日

道路管理課

**長野県飯田建設事務所告示第13号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年10月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年9月20日

長野県飯田建設事務所長 坂田浩一

1 路線名 418号

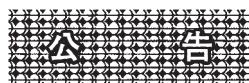
2 供用を開始する区間

下伊那郡壳木村280番の7地先から

下伊那郡壳木村524番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成30年9月20日

道路管理課

**公告**

県営田溝池地区緊急耐震工事計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第4項において準用する第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成30年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営田溝池地区緊急耐震工事計画書の写し

2 縦覧の期間

平成30年9月21日から10月22日まで

3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年9月20日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画道路 3・3・6号北方座光寺線

飯田都市計画道路 3・4・16号下山妙琴原線

飯田都市計画道路 3・5・22号東新町座光寺線

飯田都市計画道路 3・3・39号大門黒田線